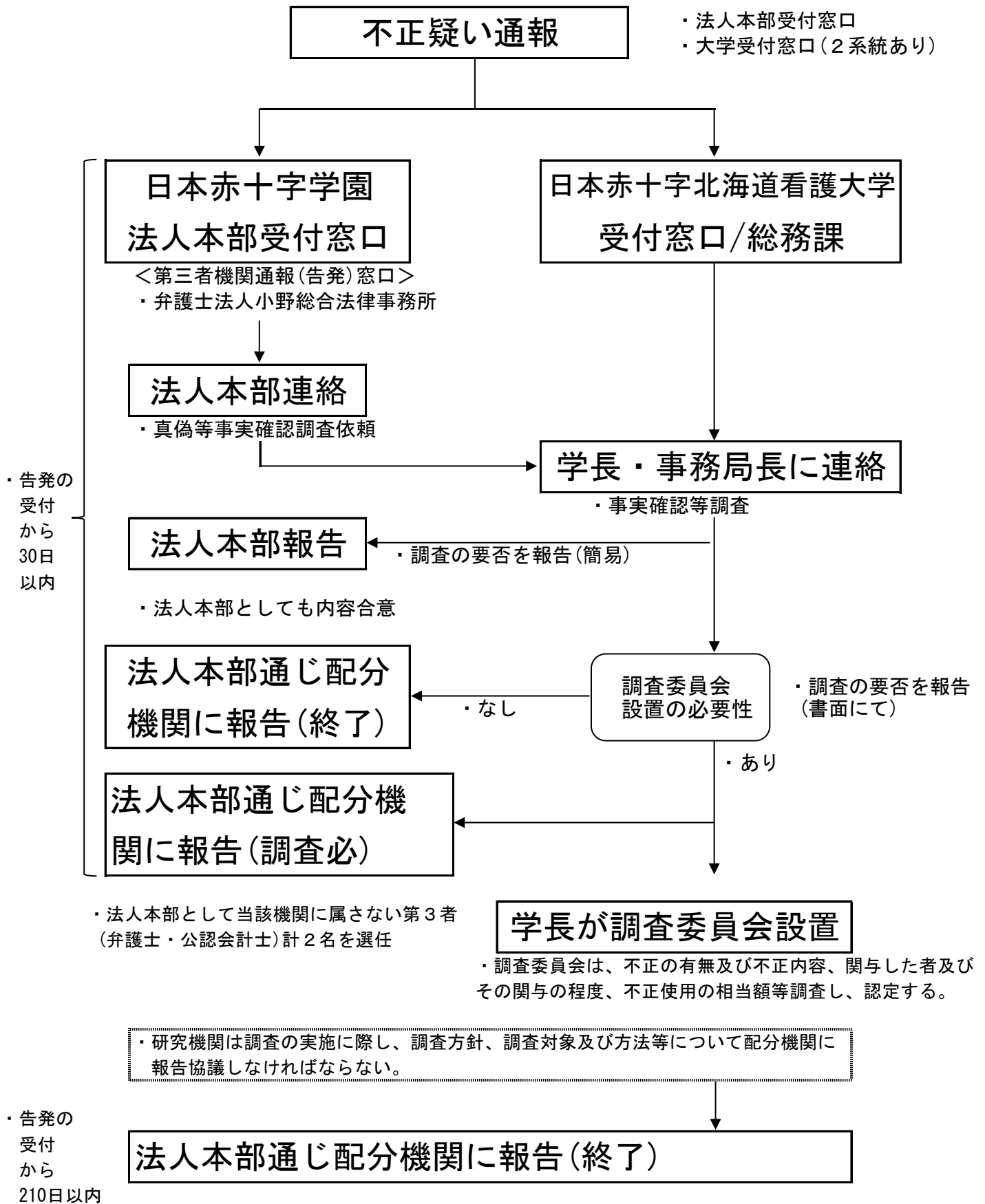


# 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン 不正発生時の対応フロー図



告発の  
受付  
から  
30日  
以内

告発の  
受付  
から  
210日  
以内

(通報(告発)窓口および留意事項は次のページにあります。)

## 【研究活動に関する通報(告発)窓口】

### ＜日本赤十字北海道看護大学通報(告発)窓口＞

事務局・総務課

電話番号：0157-66-3311

### ＜第三者機関通報(告発)窓口＞

事務所名：弁護士法人小野総合法律事務所

住所：千代田区有楽町一丁目7番1号 有楽町電気ビル北館16階

電話番号：03-3218-1211

担当弁護士：庄司克也 横田卓也

## 【留意事項】

- ①上記窓口に告発を通報する際には、対象大学名、通報者の氏名、担当弁護士から通報者へ連絡する場合の連絡先・連絡方法、公的研究費の不正に関する告発通報である旨を明確に伝えてください。
- ②通報の手段は、郵便又は電話によります。電子メールを希望する場合には、上記窓口に連絡先を確認してください。
- ③不正目的の告発通報（悪意に基づく告発通報等）は受け付けられません。
- ④単なる憶測や噂の類に基づく告発通報は極力控えてください。
- ⑤上記窓口の弁護士は、告発通報の窓口になるだけであり、通報者の相談を受け、又は通報者の代理人となるものではありません。

\* 通報（告発）により、通報（告発）者が不利益を被らないようにまた、名誉及びプライバシーが侵害されることがないよう十分に配慮いたします。